会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第７３８号
令和４年７月１５日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第１項及び第14条第２項に基づく届出の基準等について（一部改正）」の一部改正について

標記のことについては、去る７月１日付、埼医業Ⅰ第６５５号にて日医発第630号（健Ⅱ）をもって取り急ぎご案内申し上げました。

今般、埼玉県より、７月14日付感対第585-1号にて、厚生労働省から発生届に関する通知（健感発0630第１号）のＱ＆Ａを一部改正した通知の發出について通知されました。（参考：感対第512号（初出））

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会管下会員あてご周知くださいますようお願いいたします。

なお、埼玉県感染症対策課からは、診療・検査医療機関及び新型コロナ病床確保医療機関あてに別途メールにより周知しております。

※ 県の通知においては、Ｑ６みなし陽性者の届出に関して、用紙による発生届出の場合に、HER-SYS入力に準じて、余白部分に「臨床診断」と追加で記入いただくようお願いしたいとのことです。

担　当：業務Ⅰ課　石田
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

越加八潮医師会
収受
4.7.15
第427号

感対第 ５８５ －１号
令和４年７月１４日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　　山崎　達也
（公印省略）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第２項に基づく届出の基準等について（一部改正）」の一部改正

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件については、令和４年６月30日付け感対第５１２号において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第２項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（健感発0630第１号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の発出をお伝えしているところですが、この度、別添のとおり一部改正の通知の発出がありました。

つきましては、改正の内容を御了知いただき、貴会員の医療機関あて周知いただきますようお願いします。

記

【改正箇所】

Ｑ＆Ａの追加

・Ｑ６　「みなし陽性者の届出に当たっての注意事項」
・Ｑ１０「就業制限通知書に記載する通知事項の変更」

※Ｑ６について、厚生労働省通知においては、

『②用紙による届出の場合
診断(検案)した者(死体)の類型：「疑似症患者」を選択
診断の根拠となった検体の採取年月日：未記入』

とされているところですが、みなし陽性者を正確に把握するため、HER-SYS入力の場合に準じて、余白部分に「臨床診断」と追加で記入いただくようお願いいたします。

感染症・新型インフルエンザ対策担当
ＴＥＬ：０４８－８３０－３５５７
Ｅｍａｉｌ：a7500-13@pref.saitama.lg.jp

健感発 0713 第１号
令和４年７月１３日

各{都道府県 / 保健所設置市 / 特別区}衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（　公　印　省　略　）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第１項及び第 14 条第２項に基づく届出の基準等について（一部改正）」の一部改正

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第１項及び第 14 条第２項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和４年６月 30 日付け健感発 0630 第１号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第１項及び第 14 条第２項に基づく届出の基準等をお示ししているところです。

届出通知においては、令和４年６月 30 日における届出様式の改正に関するＱ＆Ａを別紙でお示ししているところですが、今般、自治体の皆様からの照会を受けて、当該Ｑ＆Ａを改正することといたしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

（改正箇所は下線）

別紙

１．今回の発生届出改正の趣旨を教えてください。

（答）

発生届は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条第１項に基づき、医師に対し、全国一律に罰則付きの届出義務が課せられるものであるところ、今回の見直しは、感染者が増加した場合でも発生動向を適切・迅速に把握するため、その項目を保健所等による健康観察の支援が適切に行われるために必要な項目に最小化し、届出様式を簡素化するものです。

２．改正後の様式では、感染原因・感染経路に関する項目が見直されています。今回の発生届の改正に伴い、保健所における積極的疫学調査の対応方針に変更はあるのでしょうか。

（答）

今般の改正の趣旨は、１でお答えしたとおりであり、新型コロナウイルス感染症に関する積極的疫学調査については、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和４年３月16日（令和４年３月22日一部改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「積極的疫学調査事務連絡」という。）においてお示ししたとおり、地域の実情に応じ、ハイリスク施設に集中的に実施するとの方針に変わりありません。

保健所による積極的疫学調査は、引き続き、上記の方針を踏まえ実施していただくとともに、実施した場合のHER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム）入力（今回届出義務項目ではなくなる感染原因・感染経路等も、任意項目として存置しています。）についても引き続き行っていただくようお願いいたします。

３．改正後の発生届出では、当該者の職業に関する項目が見直されています。今回の発生届様式の改正に伴い、ハイリスク施設への支援及び介入の対応方針に変更はあるのでしょうか。

（答）

積極的疫学調査事務連絡においてお示ししたとおり、ハイリスク施設における感染者の発生に当たっては、発生届とは別に、当該施設からの報告を求め、都道府県及び都道府県感染制御・業務継続支援チーム等による調査を集中的に実施す

ることにより、ハイリスク者との間での感染拡大を防止することとしており、この方針に変わりありません。

4．改正後の発生届出では、症状に関する項目が見直されています。今回の発生届の改正に伴い、保健所における入院調整の対応方針に変更はあるのでしょうか。

（答）

感染症法に基づく入院勧告・措置の対象については、現在、基礎疾患のある方、高齢者、重症・中等症の者、医師が入院を必要と判断する者等となっており、同法に基づく入院対象の選定に必要な事項は引き続き、届出事項となっています。入院調整についても、当該事項の範囲内で行うことが考えられますが、地域の実情に応じ、届出事項を追加して入院調整を行う場合には、自治体独自の発生届様式により管内医療機関からの報告を求めることも可能と考えられます。

なお、保健所との緊密な連携の下、入院調整を医療機関間で行っている事例に関して、「小児の新型コロナウイルス感染症対応について」（令和４年６月 20 日付け事務連絡）において「都道府県が地域の小児医療の基幹病院の医師等を入院調整に係るアドバイザーとして指定し、診療所等の医師が入院が必要と判断した小児について、アドバイザーが病状に応じた適切な宿泊療養施設・医療機関の選定、転院の調整等を支援する仕組みの構築」等の取組をお示ししたところですので、こちらも参考にしてください。

5．診断（検案）した者（死体）の類型に関する項目の選択肢、疑似症患者の運用に変更はあるのでしょうか。

（答）

今回の発生届の見直しに伴って新型コロナウイルス感染症の診断基準を見直すこととはしていません。これまでどおり、検査陽性となり、医師が診断した者については、患者（確定例）として発生届を出していただくことに変わりありません。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（令和４年１月 24 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「外来診療事務連絡」という。）においてお示しているとおり、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合の臨床症状で診断（「疑似症患者」として）する取扱いについては、現在も、診療・検査医療機関がひっ迫し、受診に一定の時間を要する状況となっている場合の取扱いです。

6．いわゆる「みなし陽性者」の届出に当たっての注意事項はあるのでしょうか。

（答）

外来診療事務連絡の１の③の方法により新型コロナウイルス感染症を診断し、当該事務連絡１の※３に基づき疑似症患者として届出を行う場合には、以下の項目については、それぞれ以下の通り、選択・記載ください。

① HER-SYS入力の場合

診断（検案）した者（死体）の類型：「疑似症患者」を選択

診断の根拠となった検体の採取年月日：診断（検案）年月日を入力

自由記載欄：「臨床診断」と入力

② 用紙による届出の場合

診断（検案）した者（死体）の類型：疑似症患者を選択

診断の根拠となった検体の採取年月日：未記入（※）

※ 発生届出の様式は、「※7 疑似症患者の検体採取年月日は、診断(検案)年月日を記入」となっていますが、外来診療事務連絡の１の③の方法により新型コロナウイルス感染症を診断し、当該事務連絡１の※３に基づき疑似症患者として届出を行う場合に限っては、診断の根拠となった検体の採取年月日は記入をせずに空欄のまま届け出てください。

なお、外来診療事務連絡に記載のとおり、「地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている等の場合」において、自治体の判断で当該事務連絡の１の①から③までの対応が可能であることについてもご留意ください。

7．今回の発生届出の見直しに伴い、様式も改正されることになりますが、改正後の様式は、いつから活用可能でしょうか。

（答）

改正後の様式は、６月30日からご活用いただけます。ただし、HER-SYSにおいて、「報告年月日」に６月29日までの日付を入力した場合は改正前の様式、６月30日以降の日付を入力した場合は改正後の様式が表示されるように設定されています。

8．６月30日より前に発生した陽性者を６月30日以降に遅れて届け出る場合、新しい様式にて届出が可能でしょうか。

（答）

６月30日より前に発生した陽性者を遅れて届け出る場合、実際に届け出る報告年月日を入力し登録ください。

9．今回の様式改正に伴い、医療機関や保健所にOCR導入を義務づけるものでしょうか。また、医療機関から保健所へFAXでの送付を推奨する意図があるのでしょうか。

（答）

今回の様式改正は、OCRによる読み取りを義務づけるものではありません。

また、「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」（令和４年２月９日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においてお示ししたとおり、HER-SYSによる届出の徹底についてお願いしているところ、その方針に変わりはありません。関係各所への案内についても同様の案内及びご協力をお願いいたします。

10．今回の様式改正に伴い、発生届出の情報を基に通知を行っている就業制限通知書に記載する通知事項も変更があるのでしょうか。

（答）

感染症法第18条の規定に基づき就業制限を実施する場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第11条１項各号に掲げる事項を書面により通知する必要があります。

当該事項については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第102号）により、新型コロナウイルス感染症の発生届出の届出事項の改正に伴って必要な改正を行っています。

具体的には、発生届出の改正によって、発生届出においては、「症状」、「初診年月日」及び「診断方法」が必須項目から削除されるため、新型コロナウイルス感染症に係る就業制限通知書においても、「症状」、「初診年月日」及び「診断方法」の記載は不要となります。

参考

埼医業Ⅰ第６５５号
令和４年７月１日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の公布等について

標記のことについて、取り急ぎご案内申し上げます。
つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会管下会員あてご周知くださいますようお願いいたします。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第102号）が公布されました。それに伴い、新型コロナウイルス感染症の発生届出について改正がありました。
埼玉県感染症対策課からは、診療・検査医療機関及び新型コロナ病床確保医療機関あてに別途メールにより周知しております。

なお、発生届様式の記載の中に「疑似症患者について、入院を要しないと認められる場合は、発生届の提出は不要」とありますが（従前の発生届様式にも記載がありました）、いわゆる「みなし陽性」の患者については、入院を要しないと認められる場合でも、発生届の提出をお願いいたします。

【改正概要】
別記様式６－１（発生届）について、次の改正を行うもの。
・「当該者職業」、「当該者住所」、「症状」、「診断方法」、「初診年月日」、「感染したと推定される年月日」、「感染原因・感染経路・感染地域」、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的・特例的な取扱いによる電話や情報通信機器を用いた診療の有無」を削除した。
・「性別」欄の選択肢に、「その他 」を追記した。
・「届出時点の重症度（「新型コロナウイルス感染症（COVID19 ）診療の手引き」

による。)」欄の選択肢に、「無症状無症状」」を追記した。
・「重症化のリスク因子となる疾病等の有無」欄の選択肢に、「心血管疾患」及び「脳血管疾患」を追記し、当該欄の選択肢の「当該欄の選択肢の「慢性閉塞性肺疾患（慢性閉塞性肺疾患（COPD)」を「慢性呼吸器疾患（COPD等)」へ変更した。
・その他、所要の改正を行った。

担　当：業務Ｉ課　石田
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

参考

感対第　５１２　号　(初)
令和４年６月３０日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　　山﨑　達也
（公印省略）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第２項に基づく届出の基準等について（一部改正）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第102号）が公布されたことに伴い、届出通知における新型コロナウイルス感染症の発生届出の改正がありました。

つきましては、改正の内容を御了知いただき、貴会員の医療機関あて周知いただきますようお願いします。

記

１　改正概要

別記様式６－１（発生届）について、次の改正を行うもの。

・　「当該者職業」、「当該者住所」、「症状」、「診断方法」、「初診年月日」、「感染したと推定される年月日」、「感染原因・感染経路・感染地域」、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的・特例的な取扱いによる電話や情報通信機器を用いた診療の有無」を削除した。
・　「性別」欄の選択肢に、「その他」を追記した。
・　「届出時点の重症度（「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」による。）」欄の選択肢に、「無症状」を追記した。
・　「重症化のリスク因子となる疾病等の有無」欄の選択肢に、「心血管疾患」及び「脳血管疾患」を追記し、当該欄の選択肢の「慢性閉塞性肺疾患（COPD）」を「慢性呼吸器疾患（COPD等）」へ変更した。
・　その他、所要の改正を行った。

２　適用日

６月３０日より適用する。

感染症・新型インフルエンザ対策担当
ＴＥＬ：０４８－８３０－３５５７
Ｅｍａｉｌ：a7500-13@pref.saitama.lg.jp